

日本FP協会 CFP®資格 30周年記念式典
特別講演「国民の安定的な資産形成」
(2022年11月4日)

金融庁長官 中島 淳一

(はじめに)

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました金融庁の中島です。

本日は、日本FP協会のCFP®資格 30周年記念式典の開催を心よりお祝い申し上げます。また、こうして特別講演の機会をいただき、白根理事長をはじめ、日本FP協会の皆様に厚く御礼申し上げます。

日本FP協会は、金融経済教育の推進とファイナンシャルプランニングの普及に努めてこられ、私も金融庁で長らく金融経済教育に携わっており、協会の皆様にはこれまでも色々と教えていただきました。ちょうど10年前の2012年、金融庁で金融経済教育の有識者会議を、私の前にご挨拶のあった日本FP学会会長の吉野先生にお願いして開催しましたが、その時にも日本FP協会の事務局を訪ねてお話しを伺ったことを覚えています。また今も資産所得倍増プランの策定に当たって、皆様には大変お世話になっており、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

本日は、まず最近の金融行政の課題について概括的に触れ、その後、現在、岸田政権が策定に取り組んでいる資産所得倍増プランの検討状況について、3点、まず少額投資非課税制度、NISAの抜本的拡充、次に金融事業者の顧客本位の業務運営、最後に皆様と関係の深い金融経済教育やアドバイザーについて、資料に沿ってお話しを進めたいと思います。

1 . 2022事務年度 金融行政方針（2022年8月公表）

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- **資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等の事業者に寄り添った支援**を、金融機関に対して促す。
- **事業者支援能力の向上**に向け、地域金融機関のノウハウ共有や経営人材マッチングの促進などを行う。
- **経営者保証に依存しない融資慣行の確立や、事業全体に対する担保権の早期制度化**に取り組む。
- **金融機関の経営基盤の強化と健全性の確保**に向け、ガバナンスの強化や、与信・有価証券運用・外貨流動性に関するリスク管理態勢の強化を促す。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**に向け、複雑な金融商品の取扱いを含め、金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- **マネロン対策等やサイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化**に向け、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

- **国民の安定的な資産形成**のため、「資産所得倍増プラン」の策定も踏まえ、NISAの抜本的拡充や国民の金融リテラシーの向上、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に取り組む。
- **スタートアップなど成長企業に対する円滑な資金供給**を促すため、資本市場の機能強化に取り組む。
- **企業情報の開示**について、人的資本を含む非財務情報の充実や四半期開示の見直しに取り組む。
- **サステナブルファイナンスを推進**するため、企業と金融機関が対話をするためのガイドラインの策定やインパクト投資の促進等に取り組む。特に気候変動については、トランジションファイナンス推進のための環境整備を進める。
- **デジタル社会の実現**に向け、Web3.0やメタバース等の発展に向けた動きを金融面から推進する。
- **国際金融センターの発展**に向け、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に引き続き取り組む。

III. 金融行政をさらに進化させる

- **金融行政の組織力向上**のため、職員の専門性向上を図るとともに、データ活用的高度化による多面的な実態把握を推進する。
- **国内外への政策発信力の強化**のため、国際的ネットワークの強化を図るとともに、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に取り組む。

1

（最近の金融行政の課題）

まず、1 ページ目ですが、金融庁では8月末に金融行政方針を公表し、これから1年の金融行政の方向性について示しています。この方針を毎年公表することにより、金融機関をはじめとする関係者、さらには広く国民に対して、金融行政が何を目指すのか、その実現に向けて、この1年何をするのかを明確にして、行政の透明性、予見可能性を高めることを狙いとしています。さらにPDCAサイクルを意識して、前事務年度の実績を評価し、それを踏まえて新たな方針を作ることを繰り返すことによって、金融行政の質を高めたいと考えています。

まず、このページの左上、第1章では、現下の金融経済情勢への対応について、検査監督の方針も含めて記載しています。

日本経済の現状をみると、コロナについては、海外からの旅行者も入れるようになって、経済活動の正常化が進んでいます。一方で、原材料価格の上昇や円安の影響により、物価が上昇しています。こうした状況の下で、我が国の経済や国民生活の安定を金融面から支えていくことが重要です。具体的には、先週とりまとめられた政府の総合経済対策にも入っていますが、まずは金融機関には事業者支援ということで、コロナに加え、原材料価格の高騰により影響を受けている事業者に対し、引き続き資金繰り支援を行うことを期待しています。さらに、コロナ発生から3年目となり、個々の事業者の実情に応じて、経営改善・事業転換支援、さらに過剰債務に苦しむ事業者に対しては事業再生支援に取り組んでいただきたいと

考えています。

また、事業承継や起業の妨げになっているのではないかと指摘がある融資の際の経営者保証について、これに依存しない融資慣行の確立に、金融庁として取り組んでいきたいと考えています。

次に、金融機関の検査監督についてですが、現在、日本の金融システムは総体として安定しています。しかし、昨日もアメリカFOMCで政策金利の0.75%引上げが決定されました。世界の金融経済情勢の先行きは不透明で、経済環境の変化や金融市場の変動が金融機関の健全性や金融システムの安定に与える影響については、注視する必要があると考えています。

具体的には、金融機関における、業況が悪化した貸出先に対する与信管理、海外金利の上昇下での有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢について、モニタリングを行っていきたくと考えています。さらに、現下の世界の政治情勢を踏まえると、ロシアへの金融制裁への対応をはじめ、国際的な要請を踏まえたマネーローンダリング、テロ資金対策や、サイバーセキュリティ対策の重要性がますます高まっています。

（新しい資本主義）

次に、ページの右側、第2章では、岸田政権の新しい資本主義で掲げられている政策を中心に記載しています。この後で説明する国民の安定的な資産形成のほか、スタートアップなどの成長企業に対する資金供給について触れています。企業情報の開示については、財務諸表以外の、人的資本を含む非財務情報の開示の充実を図るほか、これまで四半期開示については、企業に金商法上の報告と東証規則による決算短信の両方を求めていましたが、これを東証の決算短信に一本化する方向で、現在、一本化後の開示の具体案について金融審議会で検討を行っています。

気候変動対応などのためのサステナブルファイナンスの推進については、ロシアによるウクライナ侵攻により、化石燃料の活用も含めて、当面のエネルギー確保が喫緊の課題となっていますが、2050年脱炭素に向けた取組みに変更はありません。日本がこれまで国際会議などで主張してきた、脱炭素に向けて経済社会を一足飛びではなく、円滑に移行させるためのトランジション・ファイナンスへの理解が国際的にも高まっていると感じています。関係者が着実に移行への対応を進めることが重要で、金融庁では、産業のトランジションを金融面から支援するため、金融機関と企業の対話の活性化について議論する検討会を設置しました。

また、従来、投資においては基本的に投資収益を得ることを目的にしていますが、脱炭素を含めた社会課題の解決を目指したインパクト投資と呼ばれる金融手法が国際的に増加しています。これについても、金融庁として、まずは考え方の整理や実務的な知見を得るために検討会を設置しました。

デジタル社会の実現に向けては、WEB3やメタバースと言われる最近の動きに対して、例えばNFTとよばれるトークンは暗号資産の規制対象になるのかといった、金融制度面

からの対応が求められています。こうした新しい分野については、イノベーションの促進と利用者保護のバランスをとりながら具体的な対応を行っていきたいと思っています。

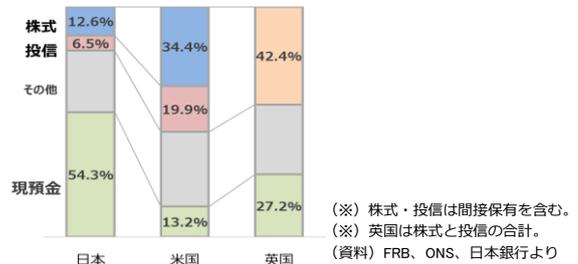
そしてページの下にある第3章では、金融庁自身の在り方について、金融行政の進化を目指すという決意を表明しています。具体的には金融行政の組織力向上のために、職員の専門性向上に向けた取組みやデータ活用の推進を図り、さらに国内外への政策発信力を強化したいと考えています。

2. 国民の安定的な資産形成①

- 我が国の持続的成長を促し、企業価値の向上と収益の果実が国民に還元される資金の好循環を実現することにより、国民の安定的な資産形成を促進する。

- ✓ 「資産所得倍増プラン」の策定（本年末）
- ✓ NISAの抜本的拡充（金融庁・税制改正要望）
～簡素で分かりやすく、使い勝手の良い制度に～
 - ・ 制度の恒久化
 - ・ 非課税保有期間の無期限化
 - ・ 年間投資枠を拡大し、弾力的な積立を可能に
 - ・ 非課税限度額の拡大（簿価残高に限度額を設定）
 - ・ 安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資によるつみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」を導入
 - ・ つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大

各国の家計金融資産構成比（2021年末時点）



現行NISA制度の概要

	つみたてNISA	一般NISA ^{※1}	ジュニアNISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間 ^{※2}
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
対象年齢	20歳 ^{※3} 以上	20歳 ^{※3} 以上	20歳 ^{※3} 未満

※1 令和2（2020）年度税制改正において、2階建ての「新しい一般NISA」に改正済（2024年1月施行予定）⇒今回刷新を要望
 ※2 18歳まで非課税で保有可能とする特例あり
 ※3 2023年以降は18歳

2

（資産所得倍増プラン）

次に、2 ページ以降で国民の安定的な資産形成についてお話ししたいと思います。

まず最近の政府の取組みについてですが、本年5月に岸田総理がロンドン・シティで講演を行い、「貯蓄から投資」へのシフトを大胆・抜本的に進め、投資による資産所得倍増を実現すると発言しました。その背景としては、我が国個人の金融資産 2000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有され、この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているのに対して、我が国では 1.4 倍にしかになっていないことがあります。家計が豊かになるためには、家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作り、資産から得られる家計の所得を増やしていく必要があると考えられます。

政府が6月に策定した新しい資本主義のグランドデザインでは、本年末までに政府として資産所得倍増プランを策定することが盛り込まれ、現在、金融庁ではその具体策について、精力的に検討を行っています。

（NISAの抜本的拡充）

まずNISAについては、9月に総理がニューヨーク証券取引所で行った講演の中で「老後のための長期的な資産形成を可能とするためには恒久化が必須」と発言しています。現在のNISAは時限制度で内容も複雑でわかりにくいとの批判があり、金融庁が提出している税制改正要望では、国民にとって簡素で分かりやすく、使い勝手の良い制度とするため多岐

にわたる要望をしています。まず、制度の恒久化、さらに非課税保有期間の無期限化や年間投資枠・非課税限度額の拡大を要求しています。また安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資を対象とするつみたてNISAを基本としつつ、すでにまとまった資金をもつシニア層や個別企業の成長を応援したい投資経験者などを念頭に、一般NISAの機能も残していきたいと考えています。

個人型の確定拠出年金であるiDeCoと異なり、NISAは取崩しが自由であり、ライフサイクルに沿って、例えば、結婚、住宅購入、子供の教育、老後の生活といった幅広い資金ニーズに活用できることが特色です。個人のライフスタイルが多様化する中、NISAについては、若年層から高齢層にいたる幅広い年齢層や様々なライフスタイルに応じて使い勝手のよいものにしたいと思っています。

これから12月まで、与党の税制調査会において、税制改正について議論される予定ですが、NISAの抜本的拡充は、国民の安定的な資産形成を実現するための重要な施策になると考えています。

3. 国民の安定的な資産形成②

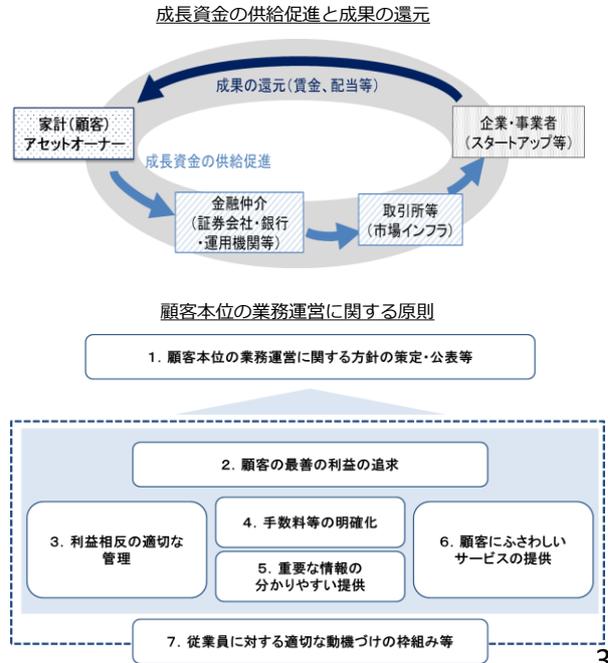
- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが重要。

◆ 課題

- ✓ **販売会社**：リスクが分かりにくく、コストが合理的でない可能性のある商品を十分な説明なく推奨・販売
※仕組債
- ✓ **アセットオーナー**：運用の専門家の活用不足や運用機関の選定プロセス
- ✓ **資産運用業**：顧客の利益より販売促進を優先した金融商品の組成・管理
※ESG投信

◆ 対応

- ✓ 顧客や受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営を求めるための制度のあり方について検討



(顧客本位の業務運営)

次に、3 ページ、金融事業者における顧客本位の業務運営についてお話しします。

資産所得倍増プランでは、国民が金融資産を銀行の預金口座から、投資商品に移していただくことを想定しています。移した先の金融商品が、国民の資産形成につながるものでなければ元も子もありません。そういう意味で、資産所得倍増プランの大きな柱の一つは、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行うすべての金融事業者が、それぞれの役割を認識して、顧客本位の業務運営を行うことです。

これまでも金融商品に関する顧客への情報提供や利益相反管理体制の整備については、投資家保護の観点から法令を整備してきました。一方で、これらの法令は最低基準ミニマムスタンダードであるにもかかわらず、これが行動基準となって金融事業者による形式的・画一的な対応を助長しているとの指摘もありました。

本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫し、ベストプラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましいと考えています。そうした観点から、金融庁では、5 年前、2017 年 3 月に顧客本位の業務運営に関する原則「いわゆるプリンシプル」を策定し、幅広く関係する金融事業者にこの原則の受入れを呼びかけ、各金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく良質なサービスを競いあうよう促すことにしました。

ページの右下にあるように、原則は全部で7項目ですが、最も基本となるのは、原則2の「顧客の最善の利益の追求」です。この原則では「金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべき」としています。

原則の制定から5年がたち、多くの金融事業者がこの原則を採択し、それぞれの取組方針や取組状況を公表しています。また金融庁では投資信託や外貨建て保険について、各金融事業者の取組を比較できるよう比較可能な共通KPIを設けて販売事業者に公表を促してきました。こうした結果、最近では顧客の投資信託の平均保有期間の長期化や積立投資信託の顧客数の割合の増加など、かつての回転売買に依存した金融事業者の営業姿勢に改善の兆しもみられています。

（顧客本位の業務運営の課題と対応）

一方で、金融商品の販売事業者のなかには、例えば仕組債といった複雑な金融商品による収益割合が高い事業者もあります。仕組債とは、デリバティブを組み合わせた、一見すると利回りの高い社債ですが、顧客が負担する実際の手数料やリスクについては極めてわかりにくい金融商品です。この情報の非対称性を解消した場合に、本当に顧客ニーズがあるのか、実際には金融事業者の手数料稼ぎのための商品になっているのではないのか、こうした点について、金融庁では問題提起をしています。その後、販売をとりやめる金融機関が相次いでいますが、横並びの一時的な対応にとどまらず、仕組債に限らず、投資商品の販売に当たっては、常にベストプラクティスを追求してほしいと思っています。

また、企業の年金基金といったアセットオーナーには、最終的な受益者である年金受給者のために年金資産を長期的に増大させることが求められています。しかし現在、企業年金には、運用の専門家をもっと活用すべきではないか、あるいは運用機関の選定プロセスに改善の余地があるのではないかと、との指摘もあります。

さらに、資産運用会社についても、顧客の利益より販売促進を優先した金融商品を組成しているのではないかと、との指摘があります。例えば、最近、気候変動問題をはじめ、ESGやSDGsへの関心の高まりを背景に、ESG関連の公募投資信託の設定が相次ぎました。こうした状況には、世間のブームに乗って販売会社がセールスしやすい投信を作る、一過性のいわゆるテーマ型投信の典型ではないか、あるいは環境改善効果があまりないにもかかわらず、あたかも環境に配慮しているかのように見せかける「グリーンウォッシュ」ではないか、との懸念が生じました。

投信会社においては、一般投資家がつもつESG投信への期待に応える商品を組成することが、顧客本位の業務運営であり、自らESGに関する情報開示の充実や体制の高度化に努めることが求められていると考えます。また、金融庁としても、ESG投信の健全な発展に向けて、海外の監督当局の動向も踏まえ、様々な資産運用会社に共通の開示項目や体制整備については、ミニマムスタンダードとして監督指針に定める予定です。

こうした顧客本位の業務運営についての問題を、法令改正、いわゆるルールベースですべて解決しようとする、規制の対象となる金融商品の内容や対象顧客を厳密に定義する必要があります。解決までに時間がかかる一方で、抜け穴探しを助長することにもなりかねません。金融庁としては、プリンシプルベースの取組みと、ルールベースの取組みを適切に組み合わせながら、必要な対応を行っていくことが重要と考えています。こうした観点から、現在、顧客や受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営を確保するための制度の在り方について、金融審議会で検討を行っています。

4. 国民の安定的な資産形成③

- 国民が自らのニーズやライフプランにあった適切な金融商品・サービスを選択し、分散投資等による安定的な資産形成を実現するためには、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みが重要。

◆ 課題

- ✓ **金融経済教育**：学校や職場において金融経済教育を受ける機会は限定的。担い手についても事業者や業界団体が中心であり、受け手に抵抗感。

※成年年齢の引下げ、高校学習指導要領の改訂

◆ 対応

- ✓ 国全体として、中立的立場から**金融経済教育**の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討
- ✓ 消費者に対して中立的で信頼できる助言サービス（**アドバイザー**）の提供を促進するための仕組みづくり

最低限身に付けるべき金融リテラシー

金融経済教育の意義・目的 -公正で持続可能な社会の実現-

- ①生活スキルとしての金融リテラシー
- ②健全で質の高い金融商品の供給を促す金融リテラシー
- ③我が国の家計金融資産の有効活用につながる金融リテラシー

金融リテラシーの4分野

1. **家計管理**
適切な収支管理（赤字解消・黒字確保）の習慣化
2. **生活設計**
ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解
3. **金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択**
4. **外部の知見の適切な活用**
金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

(注)金融庁・金融経済教育研究会報告書（2013年4月）より

4

（金融経済教育の推進）

次に4ページで、金融経済教育の推進についてお話しします。

冒頭に申し上げたとおり、2012年に金融庁では有識者会議を設置し、2013年4月に報告書を取りまとめました。そこでは、当時のOECDやG20での国際的な議論を踏まえた国家戦略として、今後の金融経済教育の進め方を公表しています。

その中で、金融経済教育の意義・目的については、ページの右側にあるとおり3つに整理しています。

まず、生活スキルとしての金融リテラシーの習得が挙げています。社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、生活設計の習慣化とともに、金融商品を適切に利用選択する知識、判断力が不可欠です。特に今年の4月からは成年年齢が18歳に引き下げられ、また高校の学習指導要領の改訂も行われました。現在、若年層の生活力向上のため、高校生向けの金融経済教育の充実に取り組んでいます。

次に、先ほどお話しした金融事業者による顧客本位の業務運営を実現していくためには、利用者が、金融事業者の取組みを評価し、良質な金融商品・サービスを選別できる確かな目をもつことが必要になります。国民の金融リテラシーが高まり、良質な金融商品ほど、顧客に売れるということになれば、金融事業者の取組みはベストプラクティスを目指すものになり、健全で質の高い金融商品の供給につながることが期待されます。

3つ目として、現在、国民の過半の資産が現預金に置かれていますが、デフレ経済からの脱却が進むなかで、中長期的に安定的な資産形成の実現に向けては、国民が長期、積立、分

散投資のメリットをきちんと理解し、納得感をもつことが重要ではないかと考えています。

これまでも金融経済教育については、学校教育以外でも、日銀の金融広報中央委員会や業界団体、もちろん日本FP協会や金融庁においても、様々な取組みが行われています。また、こうした取組みを効率的、効果的に推進することを目的に金融広報中央委員会を事務局として、有識者、日本FP協会を含む関係業界、金融庁ほかの関係省庁を構成員とする金融経済教育推進会議も設置されています。

しかしそれで十分かということ、最近の調査結果によれば、金融経済教育を受けたと認識している人は7%程度に過ぎず、その割合も横ばいで推移しています。また、金融経済教育の担い手についても、現在は事業者や業界団体が中心で、受け手からは金融商品のセールスではないかとの抵抗感もあるようです。

一方で金融経済教育を行うべきと回答した人は7割を上回っており、金融経済教育に対するニーズは確実に存在していると考えています。

金融庁としては、国民が自らのニーズやライフプランにあった適切な金融商品・サービスを選択し、分散投資等による安定的な資産形成を実現するため、今回の資産所得倍増プラン策定の機会をとらえて、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みを一層強化したいと考えています。具体的には、国として、中立的な立場から、こうした金融経済教育の機会提供を推進するための体制について、これも現在金融審議会でも検討を行ってまいります。

（中立的なアドバイザーの確保）

最後に、顧客に対して中立的に助言するアドバイザーの確保についてお話ししたいと思います。

2013年の金融庁有識者会議の報告書では、最低限身に付けるべき金融リテラシーを大きく4分野に整理しています。一つ目は家計管理、2つ目は生活設計、3つ目は金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択ということで具体的には12項目、そして4つ目は外部の知見の適切な活用です。

金融分野は専門性、複雑性が高く、また個々人の心理的、感情的な要素にとらわれることもあります。一定の金融リテラシーを身につけていたとしても、自分だけの知識で、一般の国民が個々の金融商品の内容について、正確に理解し判断することは容易ではありません。顧客目線で金融商品・サービスを比較するに当たっては、顧客の側に立ったアドバイザーの役割が重要になります。

こうしたアドバイスの提供主体としては、金融・サービスの販売に携わる金融機関の担当者のほか、投資助言、代理業を営む者、金融商品仲介業者、保険代理店、金融サービス仲介業者、ファイナンシャル・プランナーなど様々な主体が考えられます。そうした中で、ファイナンシャル・プランナーの皆様は、ライフプランに即した資金計画やアドバイスの提供を

行っています。皆様の知見を活用しながら、特定の金融商品の販売仲介に偏らない中立的で信頼できる、特に投資初心者をサポートする助言サービスの提供を促すための仕組みづくりについて、これも現在、金融審議会で検討をしているところであります。

(おわりに)

最後に、国民の安定的な資産形成の目的は、国民一人ひとりが、より豊かな生活を実現することです。こうした観点から、金融庁では、現在、年末の資産所得倍増プランの策定に向けた検討を進めていますが、その中であって、これまでお話ししてきたとおりファイナンシャル・プランナーの皆様の役割は、ますます重要になると考えられます。日本FP協会の今後、益々のご発展を祈念して、私の講演を終わります。

ありがとうございました。

以上